障害者虐待防止のための指針

社会福祉法人 聖ヨゼフ苑

Ⅰ 基本的な考え方

当法人は、障害のある方々の尊厳と人権を守ることを最優先とし、障害者虐待の防止および早期発見に努めます。障害者総合支援法ならびに障害者虐待防止法に基づき、すべての職員が虐待の未然防止と適切な対応に責任を持ち、安心・安全な支援環境の構築を目指します。

Ⅱ 虐待の類型と認識

以下の行為は、障害者虐待に該当する可能性があるため、職員一人ひとりがその内容を理解し、日常業務において注意を払う必要があります。

- 身体的虐待：暴力や不当な身体拘束など
- 性的虐待：わいせつな行為の強要など
- 心理的虐待：暴言や差別的対応など
- 放棄・放置：著しい減食や長時間の放置など
- 経済的虐待：財産の不当な処分や搾取など

Ⅲ 権利擁護委員会の設置と役割

当法人では、虐待防止のため「人権擁護委員会」を設置し、以下の役割を担います。

- 虐待事案の報告様式の整備
- 発生事案の記録・報告・分析
- 再発防止策の検討と効果検証
- 労働環境の確認と改善提案
- 職員への周知と研修の実施

委員会は年１回以上開催し、必要に応じて随時開催します。

Ⅳ 職員研修の実施

虐待防止に関する職員研修は、以下の方針に基づき実施します。

- 年１回以上の定期研修
- 新任職員への初期研修
- 必要に応じた追加研修
- 研修記録の保管と活用

Ⅴ 虐待発生時の対応

虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに法人内の担当者へ報告し、必要に応じて行政機関や警察と連携し、被害者の安全と権利を最優先に対応します。職員による虐待が確認された場合は、役職に関係なく厳正に対処します。

Ⅵ 成年後見制度の支援

利用者およびご家族に対し、成年後見制度等の権利擁護制度について情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携し、制度の利用支援を行います。

Ⅶ 苦情対応

虐待等に関する相談・苦情は、苦情受付担当者が受理し、管理者へ報告のうえ、個人情報保護に配慮しながら誠実に対応します。対応結果は相談者へ報告します。

Ⅷ 指針の公開

本指針は、利用者およびご家族がいつでも閲覧できるよう施設内に備え付けるとともに、法人ホームページ上でも公開します。